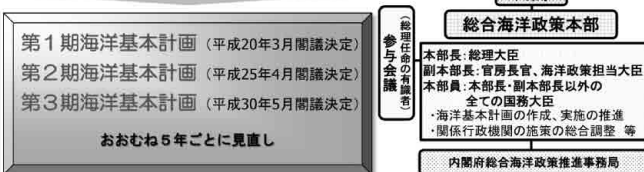


1 第3期海洋基本計画について

第3期海洋基本計画について

- 我が国の海洋に関する諸施策は、**海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進**。
- 第2期海洋基本計画は、平成25年4月に策定され平成30年4月で5年を経過。
※海洋基本法では、「おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」とことされている。
- 平成30年5月15日に、総合海洋政策本部会合での了承及び閣議決定によって、**第3期海洋基本計画を策定**。
- 第3期計画の主なポイントは以下のとおり。

海洋基本法の成立(平成19年4月20日) <海洋政策の推進体制>



第3期計画のポイント

- (1) はじめに ～評価と現状認識～
海洋基本法制定からのこれまでの歩みを総括した上で、現状認識を整理。
- (2) 第1部 ～総論(海洋政策の理念、方向性、施策の基本的な方針)～
- ① 海洋基本法の目的「新たな海洋立国を実現すること」を目指すため、「**新たな海洋立国への挑戦**」を本計画の政策の方向性として位置付け。
 - ② ①の政策の方向性の内容を、端的なキャッチフレーズを用いて示すと、以下のとおり。
 - (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
 - (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
 - (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
 - (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
 - (e) 海を身近に。海を支える人を育てる
 - ③ 海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、中核である海洋の安全保障に関する施策に加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策とを併せ、「**総合的な海洋の安全保障**」として、政府一体となって取組を推進することを明記。
 - ④ 最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」のほか、海洋の主要施策として、
 - (1) 海洋の産業利用の促進
 - (2) 海洋環境の維持・保全
 - (3) 科学的知見の充実
 - (4) 北極政策の推進
 - (5) 国際連携・国際協力
 - (6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進
 についての基本的な方針を記載。
「北極政策」は、計画では初めて主要施策として位置づけ。
- (3) 第2部 ～各論(具体的施策)～
- ① 約370項目の施策を列挙。
 - ② 海洋諸施策の実行性を担保するため、各施策の実施府省名を明記。
 - ③ 「**海洋状況把握(MDA)の能力強化**」を項目として独立。
- (4) 第3部 ～計画推進に必要な事項～
- ① 総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、政府の司令塔としての機能を果たし、取組を推進。
 - ② 施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための指標を用いた工程管理を行うことを記載。

第3期海洋基本計画 概要(その1)

□ これまでの海洋政策の評価と最近の情勢

1. 海洋基本法施行後10年の総括

- 海洋基本法に基づき、第1期・第2期計画を閣議決定し、同計画に掲げる諸施策を推進
- 各省にまたがる横断的分野においても、関係法令の制定や施策を総合海洋政策本部決定
【具体例】海賊対処法(平成21年)、低潮線保全法(平成22年)
国境離島の名称付与(平成26年)、無主の国境離島の国有財産化(平成29年)
再エネ海域利用法案の閣議決定(平成30年)
- 施策の進捗状況の評価等を着実な推進に活かしていくための工程管理の強化が必要
- 海洋政策を国民に広く知ってもらうための発信力に改善の余地あり

2. 最近の情勢を踏まえた現状認識

- 人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、IT分野における技術革新の加速化
- 海洋の安全保障や海洋の産業利用などを取り巻く情勢の変化(※)に応じて、様々な状況に対応できる体制整備や海洋資源開発に係る取組の推進を実施
- (※)【情勢変化の具体例】外国公船による領海侵入、外国漁船の違法操業及び漂流・漂着、外国調査船の同意を得ない調査、我が国EEZ内への弾道ミサイル発射、一方的な現状変更の試み等



□ 海洋政策のあり方

1. 今後の10年を見据えた海洋政策の理念と方向性

■ 政策の理念

海洋基本法に定める基本理念(「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、「海洋の安全の確保」、「海洋に関する科学的知見の充実」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」及び「海洋に関する国際的協調」)を踏まえ、次の事項を認識して政策を進める。

- ① 我が国にとり、好ましい情勢や環境の能動的な創出
- ② 国力の持続的な維持のため、海洋の豊かさ・潜在力の最大限の利活用
- ③ 健全な海洋産業による海洋の持続可能な開発・利用と環境保全とのWin-Win関係での発展
- ④ 世界最先端の革新的な研究開発と観測・調査の充実
- ⑤ 海洋に関する国民の理解の増進

■ 政策の方向性

《新たな海洋立国への挑戦》

- (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
- (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
- (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
- (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
- (e) 海を身近に。海を支える人を育てる

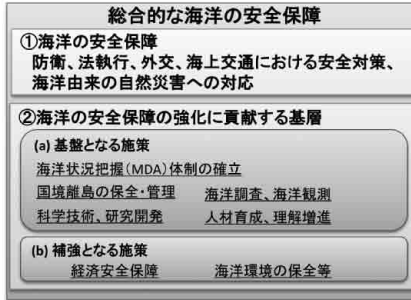
第3期海洋基本計画 概要(その2)

□ 海洋政策のあり方

2. 海洋に関する施策についての基本的な方針

2-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針

- 海洋をめぐる安全保障上の情勢を踏まえ、様々な分野に横断的にまたがる海洋政策を幅広く捉える
- 国家安全保障戦略における海洋安全保障を含む安全保障に関連する幅広い施策を海洋の安全保障に関する施策と整理する。それに加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策を、海洋の安全保障の強化に貢献する基盤となる施策に位置づける。両者を包含して「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取組を推進
- 関係各国と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進
- 防衛・海上保安体制を強化するとともに、海洋状況把握(MDA)体制の確立、国境離島の保全・管理については、重点的に取り組む
- 海洋状況把握(MDA)は、海洋に関する施策に活用するため、海洋関連の多様な情報を、艦艇、巡視船艇、航空機、衛星や調査観測船等から効果的に「収集」、「集約・共有」を図るものである。その能力強化に向けた取組を一層強化
- 排他的経済水域等における海域管理のあり方については、第2期計画以降の議論も踏まえ、法体系の整備を進める



海上保安体制の強化



国境離島の保全・管理

2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針

(1) 海洋の産業利用の促進

- 経済安全保障の確保、経済成長の実現、海洋権益の確保を意義として一体的に推進
- メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の海洋由来のエネルギー・資源の開発推進
- 洋上風力発電に関し、海域利用ルール等の制度整備を加速
- 高付加価値化・生産性の向上を通じて、海洋産業の国際競争力競争力を強化
- SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を活用
- 「海洋資源開発技術プラットフォーム」を通じ、企業間交流の活動を支援
- クルーズ船の寄港拡大や大学発ベンチャー等、新しい活力を海洋産業に取り込み、市場を開拓
- 外航及び内航海運における安定的な海上輸送の確保(トン数標準税制の活用、「内航未来創造プラン」に従った施策の推進)
- 海上輸送拠点の整備(国際コンテナ・バルク戦略港湾政策の推進)
- 水産資源の適切な管理(資源調査の抜本的な拡充、漁業取締能力の強化)
- 水産業の成長産業化(「浜プラン」の実施による所得向上、流通構造の改革と水産物輸出の促進
収益性の高い操業体制への転換等による国際競争力の強化、担い手の育成・確保)



メタンハイドレートの開発推進



海域利用ルールの整備



資源評価の精度向上

第3期海洋基本計画 概要(その3)

□ 海洋政策のあり方

(2) 海洋環境の維持・保全

- 持続可能な開発目標(SDGs)等国際枠組を活かした海洋環境保全の推進
(適切な海洋保護区の設定、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減、サンゴ礁等の保全等)
- 高い生産性と生物多様性が維持されている「里海」の経験を活かして、沿岸域の総合的管理を推進
- 瀬戸内海等における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的取組の推進と調査・研究等の加速化



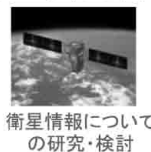
海洋保護区の設定



海洋ごみへの対応

(3) 科学的知見の充実

- 海洋科学技術に関する研究開発の推進
- 海洋調査・観測・モニタリング等の維持・強化
- 海洋と宇宙の連携
- Society5.0の実現に向けた研究開発の推進
(第2期SIP「革新的深海資源調査技術」により世界に先駆けた技術開発)



衛星情報についての研究・検討



第2期SIPの実施



北極政策の推進



ニーオルスン基地完成予想図

(4) 北極政策の推進

- 我が国民間企業における北極海航路を利用する動き(例、ヤマルLNGプロジェクト)や諸外国における取組の活発化等を踏まえ、研究開発・国際協力・持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進
- 我が国の強みである観測・研究開発に関しては、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)等により、北極圏国における国際連携拠点(例、ノルウェー・ニーオルスン基地)の整備や、海水下でも自律航行や観測が可能な自律型無人探査機(AUV)等の開発・運用を実施。また、砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める



海水下を含む北極海観測のイメージ

(5) 国際連携・国際協力

- 「法の支配」「科学的知見に基づく政策の実施」を原則に、国際社会全体の普遍的な基準として浸透させるべく活動し、これらの取組を通じて我が国国益を実現

(6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- 海洋教育の推進 (2025年までに全市町村での海洋教育の実施を目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、取組を強化)
- 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
(海洋開発技術者の育成を目指し、「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」の取組強化を促進)
- 外向きの海洋国家観の浸透、「海の日」の活用・充実



第20回「海の日」特別行事総合開会式 安倍総理スピーチ

2 (参考) 第3期海洋基本計画における具体的施策

目次

1. 海洋の安全保障

- (1) 我が国の領海等における国益の確保
- (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
- (3) 国際的な海洋秩序の強化

2. 海洋の産業利用の促進

- (1) 海洋資源の開発及び利用の推進
- (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- (3) 海上輸送の確保
- (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

3. 海洋環境の維持・保全

- (1) 海洋環境の保全等
- (2) 沿岸域の総合的管理

4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化

- (1) 情報収集体制
- (2) 情報の集約・共有体制
- (3) 国際連携・国際協力

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- (1) 海洋調査の推進
- (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

- (1) 離島の保全等
- (2) 排他的経済水域等の開発等の推進

7. 北極政策の推進

- (1) 研究開発
- (2) 国際協力
- (3) 持続的な利用

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 海洋の秩序形成・発展
- (2) 海洋に関する国際的連携
- (3) 海洋に関する国際協力

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
- (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進
- (3) 海洋に関する国民の理解の増進

1. 海洋の安全保障

(1) 我が国の領海等における国益の確保

- a. 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力整備を着実に実施
- b. 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上法執行能力を強化
- c. 漁業取締本部を設置し、漁業取締能力を強化
- d. 弾道ミサイル等の発射時に、船舶への迅速な情報伝達手段を整備
- e. 不審船対応訓練を継続的に実施し、不測の事態へのシームレスな対応が可能となるよう、防衛省・自衛隊と海上保安庁との連携を一層強化
- f. 外国調査船による我が国の同意を得ない調査活動に対する、巡視船等による中止要求や外交ルートを通じた抗議等に基づく適切な対処
- g. 漂着・漂流船の監視・警戒等を適切に実施。北朝鮮籍とみられる漂着木造船等の処理が円滑に行われるよう対応
- h. 周辺国等との間で境界画定が未確定である中、主権・海洋権益の確保のための外交努力を積み重ねていく
- i. 海洋の安全保障の面での幅広い分野における日米間の更なる連携強化に努めるとともに、友好国との連携を強化
- j. 海洋監視体制の充実を図るため、衛星による情報収集の取組や省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入を推進

- k. 防衛省・自衛隊と海上保安庁間の情報共有システムの整備
 - l. 重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を強化
 - m. 海上交通における安全確保のため、海難防止対策の推進、情報提供体制の強化
 - n. 海洋由来の自然災害への対応として、大規模自然災害へ適切な対応が可能な体制の整備、被害の防止・軽減を図る対策、緊急支援物資等の海上輸送を行うための体制の強化等を実施
- (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
- a. シーレーン沿岸国に対する能力構築支援、国際機関への要員派遣、海賊対処行動等の国際協力活動への参加等、平素の交流を通じたシーレーン沿岸国等との信頼関係や協力関係の構築、様々な機会を捉えた海自艦艇による寄港等の推進
 - b. 各国との連携やシーレーン沿岸国の情報収集に係る能力向上に資する協力の推進
 - c. ASEAN全体の能力向上に資する協力の推進
 - d. 「アジア海上保安機関長官級会合」を主導
- (3) 国際的な海洋秩序の強化
- a. 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化として、G7、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といった国際的な枠組を活用した関係国等との連携
 - b. 国際的な海洋秩序の形成に積極的に関与すると観点から、海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を推進
 - c. 我が国の海洋の安全保障の政策に関して、政府としての統一的なメッセージを出すべく関係省庁の連携を密にし、効果的かつ戦略的な情報発信を強化
 - d. 日本海呼称に対する正しい理解と我が国の立場への支持を広めるべく、情報発信の強化等の外交努力を引き続き実施
 - e. 防衛当局間における各国との海洋の安全保障に関する協力強化や、「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組みを活用し、基本的な価値観の共有を推進

2. 海洋の産業利用の促進

(1) 海洋資源の開発及び利用の推進

- a. メタンハイドレートについては、平成30年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指し、技術開発を実施
- b. 長期的な見通し等は、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を改定し明示
- c. 表層型メタンハイドレートについては、回収・生産技術の調査研究を引き続き実施
- d. 石油・天然ガスに関し、基礎物理探査(概ね5万km²/10年)を機動的に実施
- e. 海底熱水鉱床については、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、技術開発等を実施
- f. 海底熱水鉱床に関し、SIP「次世代海洋資源調査技術」の活用も含め、資源量把握を実施
- g. レアアース泥については、将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、SIP「革新的深海資源調査技術」において、賦存量の調査・分析を行うとともに、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証の中で取組を進める
- h. SIP「革新的深海資源調査技術」において、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術等の開発・実証に向けた取組を進める
 - i. 一般海域において洋上風力発電の導入促進を図るため、必要な制度を整備
 - j. 洋上風力発電の導入促進のため、風況調査や設計等を支援し、施工技術等の実証研究等を実施
- k. 環境基礎情報データベースの更なる拡充
 - l. 波力・潮流・海流等の海洋エネルギーに関し、実証研究に取り組みつつ、離島振興策と連携

(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- a. 造船の輸出拡大、海運の効率化、自動運航船の実現、海洋開発市場の獲得を目指し、「i-Shipping」「j-Ocean」を強力に推進
- b. 海上輸送拠点となる港湾の整備及び海外港湾の運営参画が進むよう、案件発掘体制を強化
- c. 港湾工事における建設現場の生産性向上に向け、「i-Construction」、「AIターミナル」の実現を推進
- d. SIP「次世代海洋資源調査技術」の民間への技術移転を完了し、国内資源探査案件等が受注できるよう、民間企業等の体制を構築
- e. 「海洋資源開発技術プラットフォーム」での異業種連携を支援
- f. 訪日クルーズ旅客を2020年に500万人の目標実現に向け、クルーズ船の受入れ環境の整備を推進
- g. マリン産業の市場拡大等のため、海洋レジャーに関する情報発信等を支援
- h. 二酸化炭素の回収・貯留(CCS)の技術開発・実証等を実施

(3) 海上輸送の確保

- a. 安定的な国際海上輸送の確保のため、トン数標準税制の実施等を通じた日本船舶・日本人船員を中核とす

る海上輸送体制の確保及び、日本商船隊の国際競争力強化

- b. 「内航未来創造プラン」に従い、「内航海運事業者の事業基盤の強化」「先進的な船舶等の開発・普及」及び「船員の安定的・効果的な確保・育成」を推進、カボタージュ制度の維持
- c. 海上輸送拠点の整備のため、ハード・ソフト一体の国際コンテナ・バルク戦略港湾政策を推進するとともに、アジアにおける LNG バンカリング拠点を戦略的に形成

(4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

- a. 水産資源の適切な管理のため、資源調査を抜本的に拡充するとともに、沖合漁業等について操業実態や資源の特性に見合った形で可能な限り IQ 方式を活用
- b. 商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会の在り方に関する議論を関係国と進めるとともに、鯨類科学調査を確実に実施
- c. 多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給や持続可能な収益性の高い操業体制への取り組む経営体に経営施策を重点化し、国際競争力の強化を図る
- d. 「浜プラン」の実施を通じ各浜において5年間で10%以上の漁業所得向上を目指す
- e. 漁業者が必要とする技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業と浜との連携、参入を円滑化するための取組を推進
- f. 漁船等における高速インターネットや大容量データ通信の整備
- g. 品質・衛生管理の強化、情報通信技術の活用、トレーサビリティの取組など、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討
- h. 漁港等の機能向上、漁場整備、災害への対応力強化、漁村のにぎわいの創出などを達成するため、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進
- i. 自然環境の保全、国境監視、海難救助、保健休養・交流・教育の場の提供など、水産業・漁村の持つ水産物供給以外の多面的な機能の持続的な発揮。特に、国境監視に関しては、漁業者からの情報提供を含め民間機関との連携を強化

3. 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等

- a. 2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的に、海洋保護区の設定を推進するとともに、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進
- b. サンゴ礁、藻場等に形成される脆弱な生態系の保全・再生
- c. 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用を目指した新協定の作成に係る政府間会議等の議論への積極的な参加
- d. 気候変動及びその影響の的確な把握のための観測調査の継続・充実と海洋における適応策への取組
- e. 温室効果ガス等を低減するため、船舶の省エネ技術の実証やIoTの活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進等
- f. マイクロプラスチックを含めた海洋ごみの削減に向け、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進
- g. 船舶からの有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、廃油処理施設の確保、バラスト処理装置の確認等の実施を通じた MARPOL 条約等の的確な履行
- h. 東京電力福島第一原子力発電所に係る総合モニタリング計画に基づく、海水、海底土、海洋生物に係る放射線モニタリングの実施
- i. 今後の沖合や深海における海洋の開発・利用に関して、環境への影響を評価する上で必要となるデータの収集及び評価の在り方を検討

(2) 沿岸域の総合的管理

- a. 沿岸域の総合的管理に当たっては、人が関わって、より良い海をつくって豊かな恵みを得るという「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全や海洋ごみ対策など総合的に展開
- b. 陸域から海域への土砂供給の減少等を軽減するため、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策など、総合的な土砂管理の推進
- c. 災害からの防護に加え、地域住民による利用の促進や環境の維持に係る取組等と調和した海岸空間の保全の推進
- d. 陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等污水处理施設の整備等を進めるとともに、栄養塩類の削減が必要な海域においては高度処理の導入を推進
- e. 瀬戸内海において「きれいで豊かな海」の観点から、藻場及び干潟の保全・再生や底質改善等を組み合わせ、地域の多様な主体が連携した総合的取組を推進するとともに、栄養塩類の減少等が、水産資源に与える影響の調査・研究等を加速化

4. 海洋状況把握 (MDA) の能力強化

(1) 情報収集体制

- a. 艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、各種衛星等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、情報収集体制強化を通じて MDA 能力を強化
- b. 海洋分野における衛星情報の更なる利活用について研究や検討を実施
- c. 海洋調査に用いるセンサーや自立型無人探査機 (AUV) 等を活用した自動観測技術の開発、船舶自動識別装置 (AIS) 等による船舶動静情報の収集・共有の検討

(2) 情報の集約・共有体制

- a. 防衛省・自衛隊と海上保安庁間の情報共有システムの整備や海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築
- b. 利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化
- c. 係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合を推進
- d. 海洋情報クリアリングハウス及び海洋台帳を引き続き運用

(3) 国際連携・国際協力

- a. 諸外国や国際機関等が保有する海洋情報について、各種ルートを通じた情報収集
- b. MDA に関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA 体制を強化
- c. 国際社会との連携に活用するため、「海洋状況表示システム」の多言語化に向けた対応

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 海洋調査の推進

- a. 海洋調査を通じた海洋権益保全の観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海洋調査体制を強化
- b. 海洋観測を行う調査船等の適切な運航、効率的な観測に資する観測の自動化技術の向上等を実施
- c. 漂流フロート、係留系及び船舶及び海中・海底探査システムによる観測を組み合わせた統合的観測網を構築
- d. 海洋権益の確保及び海洋の総合的管理に必要な基盤情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線、海潮流等の調査を引き続き実施
- e. 世界気象機関 (WMO)、ユネスコ政府間海洋学委員会 (UNESCO/IOC) 等が進める国際的な海洋観測計画に参加し海洋調査船等による高精度かつ高密度な観測を実施
- f. 引き続き、東日本大震災の影響把握のため海域における放射性物質のモニタリングを実施
- g. プレート境界域における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地殻変動観測等を充実・強化
- h. 船舶、沿岸の安全を確保するため、気象・水象観測を実施

(2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- a. 気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するとともに、予測情報の高精度化のための研究開発を推進
- b. 海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船や無人探査機等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムを開発・整備
- c. 平成30年度から新たに SIP「革新的深海資源調査技術」を立ち上げ、これまで培った海洋資源調査技術、生産技術等を更に強化・発展させ、水深2000m 以深の同技術の開発・実証に向けた取組を進める
- d. 海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進
- e. 地震・津波のリアルタイム観測が可能な海底観測網 (S-net 及び DONET) を運用
- f. 高波、高潮等の予測情報、津波警報、海洋環境情報の高度化等に関する研究を実施
- g. 独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化
- h. 国際深海科学掘削計画 (IODP) を推進し、「ちきゅう」等による海洋掘削を実施するとともに、全地球内部ダイナミクスモデルの構築とその理解の推進を図る
- i. 専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を向上
- j. 大学及び大学院において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、インターンシップ実習の推進や社会人再教育等の実践的な取組を推進
- k. 深海等の未知の領域を効率的に探査するためのシステム運用を実施
- l. AUV、遠隔操作型無人探査機 (ROV)、有人探査機、試験水槽等の研究プラットフォームの整備・運用
- m. 大容量の海洋データの送信を行うための衛星を活用した高速通信技術に係る研究開発を推進
- n. ビッグデータ、AI 等の超スマート社会を支える基盤技術の強化を図るため、先端的な融合情報科学を推進

6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 離島の保全等

【国境離島の保全・管理】

- a. 低潮線保全区域内の行為規制、巡視の実施及び衛星画像等による低潮線保全区域の状況把握のための調査を実施
- b. 衛星画像等による国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握
- c. 沖ノ鳥島の行為規制、サンゴ礁の保全及び観測・監視施設の更新、海岸保全施設の維持・整備など管理を強化
- d. 「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的管理
- e. 沖ノ鳥島及び南鳥島において、特定離島港湾施設の整備、利活用を図る
- f. 有人国境離島地域の保全及び地域社会維持の施策を推進、特定有人国境離島地域では2027年に向けて定期的に転入者数が転出者数を上回る状態を実現
- g. 領海保全等の観点から国境離島の土地所有状況把握、土地利用等の在り方等を検討
- h. 灯台等の航路標識、気象・海象観測施設等、海洋プレート観測にも寄与する離島の位置情報基盤の整備等の実施及び気象観測等を継続実施
- i. 離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む
- j. 漁業環境の保全・再生及び漁場の整備、水産動植物の生息・生育環境の改善等を図る
- k. 漂流・漂着ごみ等の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進

【離島の振興】

- a. 定住を促進するための海上輸送費の軽減等による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組等を支援
 - b. 離島の漁業の維持・再生、離島の産業振興に関する支援
 - c. 離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進
 - d. 離島航路・航空路の安定的な確保維持、石油製品の安定的・低廉な供給、通信体系の整備等を支援
 - e. 離島に住む妊婦、高校未設置の高校生への経済的負担の軽減
- ### (2) 排他的経済水域等の開発等の推進
- a. 「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」（平成26年7月4日、総合海洋政策本部決定）に沿って取組を推進
 - b. 我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題について、国際法に基づいた解決を目指す
 - c. 漁場の整備を推進するとともに、エネルギー・鉱物資源の開発に向けた技術開発を着実に推進
 - d. 海洋情報の一元化と情報の戦略性等に配慮した上で海洋情報の公開に引き続き取り組む
 - e. 海域管理のあり方については、第2期海洋基本計画以降の議論も踏まえ、法体系の整備を進める

7. 北極政策の推進

(1) 研究開発

- a. ArCS（北極域研究推進プロジェクト）等とともに、自然科学分野と人文・社会科学分野の連携による国際共同研究を引き続き推進
- b. 極域観測用のAUV（自立型無人探査機）等の先進的な技術開発を推進
- c. 砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める
- d. 北極圏国における研究・観測拠点の確保と研究者の派遣により、北極に関する国際共同研究を強化
- e. 北極の抱える諸課題解決に向けた国際的な議論を牽引できる人材の育成を実施

(2) 国際協力

- a. 国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、我が国から積極的に働きかける
- b. 我が国の観測・研究に基づく科学的知見を多国間、二国間の枠組を活用して積極的に発信
- c. 北極圏国を始め北極に携わる諸国との意見交換を更に促進する
- d. 北極評議会の活動に対する貢献を一層強化

(3) 持続的な利用

- a. 我が国海運企業等の北極海航路の利活用に向けた環境整備を進める
- b. 北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成等に係る利用実証を引き続き行う
- c. 北極域における気候変動対策に貢献すべく、パリ協定やSDGsの適切な国内実施に取り組む
- d. 我が国官民の経験や科学的知見、最先端の科学技術の活用を通じ、予防・対応策の検討に一層の貢献をする
- e. 我が国経済界に対して、北極経済評議会や北極サークル等の国際フォーラムへの積極的な参加を働きかける

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- a. IMO 等における海洋に関する国際約束等の策定や国際的な連携・協力を主体的に参画
- b. 国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援
- c. 「海における法の支配」「科学的知見に基づく政策の実施」の原則を国際社会へ浸透

(2) 海洋に関する国際的連携

- a. 航行の自由及び安全を確保するため、東アジア首脳会議等を活用した関係国との協力関係の強化や、ASEAN 地域訓練センターにおける VTS 要員の育成支援等を推進
- b. アジア海上保安機関長官級会合等の多国間会合等を通じ、関係国との連携を深化
- c. IUU 漁業に対して、各国と協調して、地域漁業管理機関等における対策強化等を主導
- d. シップ・リサイクルにおける安全確保及び環境保全を図るため、「船舶再資源化香港条約」を早期に締結し、同条約の早期発効に向けて環境整備等を推進
- e. 大量破壊兵器の拡散防止に関し、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等を早期に締結

(3) 海洋に関する国際協力

- a. WMO、UNESCO/IOC 等の下で実施されるアルゴ計画を始めとした国際的な海洋観測計画やデータ交換の枠組み等につき引き続き参画・貢献
- b. 海底地形名小委員会 (SCUFN) への参画を通じて、海底地形名の標準化に貢献
- c. IODP に積極的参画
- d. サンゴ礁や広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境や生物の調査・研究を実施
- e. 世界閉鎖性海域環境保全会議 (EMECS) 等において、我が国の水質総量削減制度や里海づくり等を情報発信
- f. 「アジア人船員国際共同養成プログラム」等を通じて、諸外国における船員の資質向上に貢献
- g. マラッカ・シンガポール海峡における日 ASEAN 統合基金 (JAIF) を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図作成等による同海峡の航行安全確保
- h. アジアや太平洋島嶼国を始めとする災害にぜい弱な国に対して、我が国の優れた防災技術を周知・普及
- i. 津波警報システム構築への技術支援

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

(1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保

- a. 「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」の取組強化の促進
- b. J-Ocean として、海洋開発に必要な知識をまとめた専門教材を整備
- c. 造船業・船用工業に関わる人材の育成のため、高度な専門人材の育成、造船等に関する教育の質の向上、地域連携体制を強化
- d. 船員の育成・確保のため、(独)海技教育機構における教育の高度化、働き方改革による生産性向上、女性船員の活躍促進、退職海上自衛官等の就業環境を整備
- e. 海洋土木の担い手の育成・確保のため、潜水士等に対する認知度の向上、若手技術者の現場体験の拡充、ICT に対応できる人材の育成を推進
- f. 水産業の担い手の育成・確保のため、新規漁業就業者の定着率向上、海技士等の人材の育成・確保、(国研)水産研究・教育機構水産大学校等の実践的な専門教育の整備、収益性の高い操業体制へ転換
- g. 人材育成の横断的な事項として、研究開発プロジェクト等を通じた人材育成、産業界が求める人材ニーズを踏まえた教育を高度化

(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

- a. 「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係者の連携を一層強化
- b. 学校現場で活用できる副読本の開発、教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きを充実
- c. 学校教育と水族館等の社会教育施設、研究機関、各種団体との有機的な連携を促進

(3) 海洋に関する国民の理解の増進

- a. 「海の日」等の機会を通じ、海洋に関する国民の理解と関心を喚起
- b. 「世界の津波の日」シンポジウム等を通じて、普及啓発活動を推進
- c. 海・船舶への興味・関心をより一層高める「C to Sea プロジェクト」を推進
- d. 海洋に関する様々な情報の分かりやすい発信のため、ネットメディアや SNS、バーチャルリアリティ等の利活用を促進

内閣府ホームページ：https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/pdf/plan03_gaiyou_2.pdf より転載

3 我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針

平成30年5月15日
総合海洋政策本部決定

1. 策定の趣旨等

(1) 策定の趣旨

我が国は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域や長い海岸線を有し、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・発展を追求してきた海洋国家である。また、近年では「自由で開かれたインド太平洋戦略¹」を提唱し、太平洋からインド洋にかけての地域において、米国、インド、豪州、英仏等欧州諸国及びASEAN各国等と連携・協力しながら同戦略の推進及び協力の具体化に努めている。我が国は、海洋を取り巻く厳しい安全保障情勢、頻発する海難事故や海洋由来の自然災害、海洋環境の汚染等の諸課題に鑑み、これらに適切に対応していくため、海洋に関する様々な事象を常に把握する必要があるとの認識に立ち、これまで政府として海洋状況把握（以下「MDA」(Maritime Domain Awareness) という。)に関する取組を進めてきたところである。

具体的には、海洋基本計画（平成25年4月、閣議決定）、国家安全保障戦略（平成25年12月、国家安全保障会議決定・閣議決定）、宇宙基本計画（平成27年1月、宇宙開発戦略本部決定。平成28年4月、閣議決定）等の戦略及び計画に基づき、海洋に関連する多様な情報を収集・集約・共有し、海洋に関連する状況を効率的に把握するための取組を進めてきた。さらに、平成28年7月には、「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組²」（平成28年7月、総合海洋政策本部決定）を定め、海洋情報の効果的な集約・共有・提供を行うための具体的な体制整備等に着手した。

一方、より一層高まっている海洋由来の脅威・リスクをいち早く察知するとともに海洋政策を着実に推進するためには、MDAの取組を一層強化していく必要がある。

このことから、第3期海洋基本計画（平成30年5月、閣議決定）では、MDAの体制の確立を、「海洋の安全保障の強化の基盤となる施策」として重点的に取り組むものと位置付け、MDAの能力強化に係る主要な施策を「情報収集体制」、「情報の集約・共有体制」、「国際連携・国際協力」の観点から整理した。

本取組方針は、この第3期海洋基本計画の記述を具体化・補足するとともに、同計画上、MDA以外の施策として整理したMDAに関する施策を含めこれらの取組の推進がMDA全体としての能力の向上に資することに着目し、それらも含めて体系的・包括的に捉えることにより、もって、我が国のMDAの能力強化の方向性の全体像をより明確に示し、今後の取組の方向性及び具体的に実施すべき施策を定めるものである。

今後は、本取組方針に基づき、政府一丸となってMDAの能力強化の取組を推進することとする。

(2) 我が国におけるMDAについての考え方

(1)で述べた経緯を踏まえ、政府としては、MDAを海洋の安全保障³、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な収集・集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握することとして捉え、その能力強化に向けた取組を一層強化していく。

(3) 対象とする情報

我が国のMDAにおいては、次の情報⁴を対象とする。

- 海洋環境情報
- 船舶に関する情報
- 海洋インフラに関する情報
- 基盤情報
- その他関連する情報

(4) 対象期間及び見直し

本取組方針は、今後5年程度の期間において、我が国が目指すMDAの能力強化のための方向性とその実施す

¹ 我が国は、インド太平洋地域の「法の支配」に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす国際公共財とするための「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進している。

² 総合海洋政策本部決定では、(1) 海洋情報の効果的な集約及び的確な共有・提供を行うための体制の整備、(2) 海洋状況把握の基礎となる海洋情報の収集・取得に関する取組の強化及び海洋観測等に関する基盤の強化、(3) 海洋観測・調査、海洋情報の共有に関する国際協力の推進が今後の取組として決定された。

³ 海洋の安全保障：第3期海洋基本計画においては、「国家安全保障戦略」における海洋安全保障を含む安全保障に関連する幅広い施策」を海洋の安全保障に関する施策として整理した。

⁴ 情報の具体例：海洋環境情報：水温、海流等の自然科学的データ等 船舶に関する情報：船籍、船種、船舶動静の情報等 海洋インフラに関する情報：港湾、海上構造物の情報等 基盤情報：海底地形、領海の限界線の情報等

べき施策を定めるものとする。なお、その間においても海洋をめぐる情勢の変化や海洋基本計画、国家安全保障戦略及び宇宙基本計画の見直し等を踏まえ、柔軟に見直すこととする。

2. 我が国におけるMDAの現状と課題

(1) 我が国の海洋をめぐる情勢

我が国周辺海域においては、外国軍艦による活動の活発化、外国公船による領海侵入、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、外国調査船の活動の活発化、外国漁船等による違法操業等を受けて、安全保障環境が一層厳しさを増している。また、密輸・密航や密漁等を含む海上犯罪については、年間7,000件を超える犯罪が海上保安庁によって送致されており、我が国の治安を脅かす悪質・巧妙な犯罪事例も後を絶たない。

また、我が国にとって重要なシーレーンは、我が国から中東、欧州、豪州、米大陸に至るものであるが、こうしたシーレーンにおいては、既存の国際秩序を尊重せず、力を背景とした一方的な現状変更の試みが見られる。また、国際テロ、海賊等及び地域紛争といった脅威・リスクを抱えている地域もあり、我が国の重要なシーレーンにおける我が国関係船舶等の安全な航行が脅かされている。

一方、船舶航行の輻輳する我が国周辺海域では、年間2,000隻を超える船舶が関わる事故が発生しており、海浜事故等まで含めれば、死者・行方不明者数は年間1,000人を超えるレベルで推移している。また、外国漁船等の漂流・漂着事案も発生している。さらに、海上輸送の効率化のため船舶の大型化が進み、液化天然ガス(LNG)の取扱量も増加していることから、これらの船舶に事故が発生した場合、海難対処や海洋環境汚染等の甚大な影響が発生する可能性がある。また、南海トラフ沿いの大規模地震やこれに伴う津波の切迫性も指摘されており、高潮等の海洋由来の災害や沿岸部における気象災害も頻繁に発生している。今後、気候変動が更に進めば、これらの自然災害による被害が拡大する可能性も科学的に示唆されている。

また、国際的な水産資源需要の高まりの中、排他的経済水域と隣接する公海での外国漁船等による漁獲の急激な増加や、沿岸で漁獲される水産資源についての国際的な管理の強化等により、科学的な情報に基づく持続可能な水産資源管理の重要性が急速に増している。さらに、気候変動に伴う海水温や水位の上昇、海水の酸性化等といった海洋環境の変化が、サンゴの白化や特定魚種の漁獲量の減少等、海洋の生態系や水産資源の確保に大きな影響を与えることも強く危惧されており、近年ではマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されている。

(2) 現状と課題

ア 情報収集体制

① 海洋における脅威・リスク等の早期察知等に資する情報の収集体制

我が国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚（以下「領海等」という。）における脅威・リスクの早期察知に資する情報については、主として防衛省・自衛隊及び海上保安庁が連携して、それぞれが保有する艦艇、巡視船艇及び航空機を活用した平素の警戒監視活動による収集を行っている。また、水産庁においても漁業取締船により国内外の違法漁船を対象とした監視を行っている。その他、米国をはじめとする同盟国・友好国との情報共有に加え、他国で公表されている海洋に関連する情報の収集も行っている。

陸上施設や衛星からの監視については、これらの手段により収集した情報のみでは、脅威・リスクの判断に制約があり、必要に応じて、防衛省・自衛隊及び海上保安庁が保有する艦艇、巡視船艇及び航空機による確認・識別等を行う必要がある。

一方、財政上の制約等の問題から、艦艇、巡視船艇、調査船、航空機、衛星等（以下「アセット」という。）の早急かつ大幅な増強や目標を感知する装置（以下「センサー」という。）の能力向上等には限界がある。

さらに、周辺国により我が国周辺海域に設置される海洋インフラの状況に係る情報や、我が国の海洋インフラの保全に係る情報についても収集の必要性が高まっている。

こうした脅威・リスクの早期察知に加え、海上交通の安全確保や自然災害への対応には、洋上で活動するタンカー、貨物船、旅客船、漁船等の多様な船舶の位置や針路及び目的地等に関する情報（以下「船舶動静」という。）や、リアルタイムまたはシミュレーション等によって予測した海洋環境情報等が必要となる。

このうち船舶動静については、船舶自動識別装置(AIS)の陸上受信局やレーダー等によって、主に海上保安庁が把握しており、特に船舶交通が輻輳する東京湾・伊勢湾・瀬戸内海・関門海峡では、この情報に基づき、海上交通センターが常時交通管制や通航船舶への情報提供を行っている。陸上の受信局やレーダーによる情報収集が難しい沖合等においては、AIS信号を受信できるシステム(SPAISE2)を搭載した衛星等の利用も可能であるものの、船舶の輻輳状況によっては、混信が生じるといった技術的な課題が存在する。また、AISは船舶交通の安全上、非常に有効なシステムであるが、すべての船舶への搭載が義務付けられていないため、搭載義務のない船舶の動静情報把握が求められている。他方、AISの搭載義務のない船舶についても、航行の安全確保の観点から、簡易型のAIS装置等の船舶の位置を把握する仕組みにより船舶の動静について把握可能な体制整備が進みつつあるが、すべての船舶の動静が把握されている状況ではない。

防災に必要なリアルタイム性の高い海洋環境情報については、気象庁を中心として情報を収集しており、気象衛星ひまわり、気象レーダーによって海域の気象観測を行っている他、地震・津波観測や高潮・波浪観測等を行っている。また、研究機関等により、海洋由来の災害を観測するための様々なシステムの整備・運用が進

められているが、これらの災害に関する現象を迅速に評価・把握するために必要な海域における観測が未だ不足している。

② 海洋政策の更なる推進に資する情報の収集体制

我が国は、これまで関係省庁等による海洋調査等を通じて海洋状況を把握し、多様な海洋政策の実施に必要な科学的なデータや関連情報を取得する体制を構築し、海洋に対する理解を深め、その管理や利活用を進めてきた。

具体的な活動としては、主に気象庁による気候変動の予測や気象・水象の把握のための気象衛星ひまわりやレーダー、観測船、アルゴフロート、ブイ等を用いた海洋観測、主に水産庁等による水産資源量の把握や水産資源の予測のための漁業調査船によって実施する調査、主に環境省による化学物質、海洋ごみ等による海洋環境汚染やサンゴ礁・藻場といった海洋生態系の把握のための現地調査及びモニタリング、主に資源エネルギー庁等による海底の鉱物資源やエネルギー開発のための船舶を用いた探査活動、主に海上保安庁による我が国の海洋権益の確保に必要な情報取得のための測量船や航空機を用いて実施する測量や調査が挙げられる。

また、関係省庁による情報収集のほか、国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）をはじめとする研究機関等による大気・海洋の相互作用の解明や深海・極域の生態系の把握等の科学研究のための多様な観測プラットフォームを活用した調査・観測等がある。加えて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が開発・運用する各種の地球観測衛星の情報は、関係省庁や研究機関に提供され、極域を含む海洋環境保全、水産資源管理等に活用されている。また JAXA では海洋分野における衛星利用に関する調査研究も行っている。

一方、海洋生態系の保全や気候変動の予測等、海洋の科学的理解の深化にともなって、ますます複雑化・広域化する政策課題に適切に対処するためには、膨大かつ精度の高い海洋情報を迅速に収集することが必要である。

また、広大で、電磁波をほとんど通さない海洋の特性から、海洋情報を効率的に収集するためには、調査海域の特性や対象とする現象の時間的・空間的スケールにかなったセンサー等の技術開発、それらのセンサーを搭載する船舶、航空機、衛星、ブイといった多様な観測プラットフォームの整備・運用、大容量の情報を取り扱える通信環境の整備等、観測システム全体の最適化が一層求められている。

イ 情報の集約・共有体制

収集した海洋に関する情報に関する関係省庁間の情報集約・共有は、主に取り扱う情報の機密性に応じ、民間も利用できる第1層、政府機関で共有する情報を扱う第2層、一部政府機関のみで共有される機密性の高い情報を扱う第3層の三層構造となっており、これらは、情報システムや会議等によって集約・共有されている。

第1層、第2層で扱う海洋情報のうち、情報システムによる共有に関しては、海上保安庁の「海洋台帳」等をはじめとし、文部科学省の「データ統合・解析システム（DIAS）」や JAMSTEC をはじめとする研究機関等が提供する各種データサービス等、海洋情報の収集を行っている関係省庁・機関による情報提供が行われてきたが、「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」等に基づき、「海洋台帳」を基盤とした海洋情報の集約・共有・提供のための情報システム（以下「海洋状況表示システム」という。）の整備、及び同システムによる海洋情報の集約・共有・提供の体制構築に着手している。

また、第3層で扱う情報については、従前から防衛省・自衛隊と海上保安庁の間で整備された情報システム等によって所要の情報共有や連携可能な態勢が構築されているほか、所要の保全措置を講じた上、必要とされる関係省庁にも適宜共有されている。

こうした体制構築のための措置が取られているものの、我が国の領海等における安全保障上の脅威・リスクが年々増大している現状や上記2.（2）ア①記載のアセット等の早急かつ大幅な増強やセンサーの能力向上の限界といった課題を踏まえると、より一層、適時適切かつ効果的な情報共有体制の構築が求められており、特に、政策部門、運用部門、情報部門の三者間の情報集約・共有における連携の強化が必要である。また、我が国の海洋インフラに対する脅威・リスクの高まりが懸念されることから、その稼働状況に係る情報、発生した障害情報等、脅威・リスクの高まりの察知に資する情報について、政府全体としてこれらの情報の集約・共有を一層進める必要がある。

また、共有する情報の形態について、利便性の高い形で蓄積・共有することが重要である。特に、海洋環境情報については、現場観測や衛星による観測データ等を精査・解析し、電子計算機によるシミュレーション等によって活用しやすい時間的・空間的に連続する情報に補完・予測し、更に視覚的な情報に加工すること等が必要である。他方、収集される情報の容量の増大が著しく進んでおり、人工知能（AI）等の最先端技術を用いた自動解析技術が無ければ、高いリアルタイム性を保った情報活用が困難になっている。

また、関係省庁等が蓄積してきた海洋情報は、科学研究や海洋資源開発等においても貴重な情報資産であり、海洋における民間活動の拡大に伴い、政府外からの情報ニーズは今後増大する可能性が高いため、官民を問わず、海洋情報に対する様々なニーズに対して、的確に応じる必要も増えてきている。

ウ 国際連携・国際協力

防衛や警備に係る MDA に関する情報の国際的な共有は、二国間及び多国間で実施されている。例えば、二国間については、同盟国である米国や友好国との間で緊密な情報共有を行っているほか、多国間については、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC) への職員の派遣等を通じて、海賊対策の観点から情報を共有している。

また、防衛省・自衛隊は、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動に従事する我が国の派遣部隊を通じ、同海域に展開し、海賊対処行動に従事する外国海上部隊や第151連合任務部隊 (CTF151) と海賊対処行動に関する情報を共有している。また、こうした情報は、関係省庁間において、適時に共有されている。

他方、我が国にとって重要なシーレーンを含む関連海域の状況についての理解を深めるに当たっては、我が国自身の取組に加え、我が国にとって重要なシーレーンの沿岸に所在する各国 (以下「シーレーン沿岸国」という。) との協力が重要である。

こうした点も踏まえ、我が国は外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力構築支援等、装備・技術協力等の支援や海上保安関連機材等の供与を積極的に実施している。具体的には、巡視船、通信システム・船舶航行監視システム等の供与、専門家派遣及び研修による人材育成、情報共有や能力向上支援を行う ReCAAP-ISC に対する支援等を実施してきた。引き続き、日米、日米豪の枠組みも活用し、特にシーレーン沿岸国に対して、関係省庁間で連携しつつ、海上法執行能力向上支援を実施していく予定である。さらに、東南アジア諸国の防衛当局に対しては、防衛省・自衛隊による艦船整備、海洋関連の国際法、海洋学等に関する能力構築支援やフィリピンに対する海上自衛隊練習機 TC-90の移転といった防衛装備・技術協力等を通じた支援のほか、共同訓練等を行っている。

このような取組を継続的に行うことは、インド太平洋を国際公共財とするという「自由で開かれたインド太平洋戦略」の理念にも適うものであり、国際的な海洋秩序の維持・強化にもつながる。

他方、これまでの支援は、主にシーレーン沿岸国の防衛分野の能力、海上法執行能力全体の強化を念頭に置いたものであり、MDA に関する能力に着目した支援のあり方について更に検討を進め、戦略的な取組の充実を図っていく必要がある。また、同盟国・友好国の間でも、MDA 能力強化の必要性や役割分担等について、更に議論を深めたうえで、シーレーン沿岸国に対する MDA に関する支援を戦略的・効果的に実施する必要がある。

一方、海洋関連情報等のその他の情報についての国際的な共有は、主に多国間で実施している。例えば、地球規模の科学的な海洋観測については、「地球観測に関する政府間会合 (GEO)」や「ユネスコ政府間海洋学委員会国際海洋データ・情報交換システム (UNESCO/IOC/IODE)」等の国際的な枠組みによる取組が進められており、気象・水象情報のうち基盤的な情報や津波警報等については、「世界気象機関 (WMO)」を通じて、世界的に共有されている。また、「国際水路機関 (IHO)」等により、航海の安全に必要な情報に関する規格の統一や、全球の海底地形図等の海洋情報の整備といった取組も進められている。これらの情報共有に加え、関係国の情報収集や情報管理に係る能力開発も各政策分野において実施している。

他方、こうした国際枠組みの多くは情報共有についての強制力がないため、取得された海洋情報の一部が共有されずに失われてしまうという問題がある。また、十分な海洋観測能力を有する国は限られているため、海洋由来の災害の把握のためには、海洋観測能力向上に関する支援や、関係国間の情報共有をはじめとする国際連携・国際協力のさらなる強化が必要である。

3. 我が国における MDA の能力強化の方向性及び施策

(1) 基本的考え方

我が国の海洋状況把握の能力強化に当たっては、2. で述べた現状と課題を踏まえ、情報収集体制、情報の集約・共有体制及び国際連携・国際協力のそれぞれについて、以下を基本的考え方として、取組を推進する。

- ① 我が国の領海等における MDA は、主として我が国自身の努力によって改善・強化すべきであること。
- ② 我が国の領海等以外の海域における MDA は、我が国自身の努力はもとより、同盟国、友好国、当該海域の沿岸国等や関係国際機関との連携を更に深化させていくことが肝要であること。
- ③ 最新の科学技術革新等の潮流を踏まえ、MDA の技術レベルの向上を図ること。その際、人口減少・少子高齢化等の人的リソースに起因する課題を克服するために、省人化・無人化を考慮した対策を推進すること。

(2) 能力強化の方向性及び施策

ア 情報収集体制

① 効率的な情報収集体制構築のための対象海域の優先度の指定

限られたアセットを有効に活用し、MDA の能力強化を図るためには、それぞれの政策課題に応じて、我が国として情報を収集すべき対象の海域の優先度を決定し、優先度の高い海域を中心として計画的な情報収集を進めていく必要がある。

特に、安全保障分野では、我が国の領海等においては、主権及び管轄権を行使する観点から、主として我が国自身の努力によって優先的に情報収集に取り組み、防衛力や海上保安能力の向上を図っていく。また、同盟国である米国との連携によって情報収集体制を強化していく。

一方、我が国領海等以外の海域における情報収集については、限られた数の艦艇、巡視船艇及び航空機をいかに効率的に運用するか、どの沿岸国に対して、重点的に能力構築支援等を進めていくべきか等の観点から、情勢の変化への柔軟な対応も考慮し、情報収集すべき対象の海域に優先度を指定する必要がある。

例えば、南シナ海やスルー海・セレベス海といったフィリピン、マレーシア及びインドネシアの周辺海域、マラッカ海峡の周辺海域等は、資源輸送のシーレーンとして我が国関係船舶等の通航数が非常に多い一方、沿岸国の社会環境の変化等に伴い海上武装強盗事件等が多発し、脅威・リスクが一層高まっている海域である。また、ソマリア沖・アデン湾は、関係各国・国際機関の継続的な努力により、海賊事案の発生件数は、低い水準で推移しているものの、海賊を生み出す根本的な原因がまだ解決しておらず、引き続き海賊等による脅威が存在している。これらの海域に対する情報収集体制を優先的に強化していく必要がある。

さらに、その他のインド洋や太平洋における重要なシーレーンについても、情報収集を強化していく必要がある。このほか、北極海は、将来的に我が国の新たなシーレーンとして活用の可能性も考えられ、定期的に情報収集する必要がある。

なお、自然災害対策、海洋環境保全及び海洋産業振興等の分野では、全球の海域が情報収集の対象となり得ることに留意する必要がある。

② 情報収集のためのアセットの着実な整備及び効果的な利活用

主として、防衛省・自衛隊及び海上保安庁が保有する艦艇、巡視船艇及び航空機等、内閣情報調査室が保有する情報収集衛星、水産庁が運用する漁業取締船等の効率的運用や着実な増強に加え、JAXAの先進光学衛星・先進レーダー衛星（ALOS-3・4）、超低高度衛星技術試験機（SLATS）及び民間等の小型衛星（光学衛星・合成開口レーダー（SAR）衛星）等の各種衛星等の活用も視野に入れ、情報収集体制を強化させていく。

海上保安庁の海洋監視体制については、我が国の領海等における脅威・リスクの増大傾向を踏まえ、「海上保安体制強化に関する方針」（平成28年12月、海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、海洋監視体制を強化していくことが重要である。

我が国の排他的経済水域・大陸棚をはじめ、我が国周辺海域における海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、海底地形及び資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実に努めるため、同方針に基づく海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。これら洋上のアセットで収集される情報は、今後、大容量化が見込まれており、リアルタイム性の確保の観点からも、引き続き、海洋における大容量通信の環境整備や研究開発等を進める。

広大な海洋の情報を効果的に取得するためには、海洋調査船等による現場観測に加え、宇宙技術の活用や国際的な連携・国際協力が不可欠である。したがって、海洋と宇宙の連携を一層強化し、海洋分野における衛星による地球観測や通信技術等の活用を更に推進する。

具体的には、情報収集衛星の機数増を含め体制を継続的に強化するとされていることを踏まえ、MDA分野における一層の活用の可能性について検討を行っていく。また、準天頂衛星の機数増等の取組、ALOS-3・4等の技術開発及びSLATSの実証実験等の進展、AIS受信機を搭載した衛星の普及、小型衛星等各種衛星に関する諸外国の取組等を踏まえ、衛星AISによる船舶航行状況をより正確に把握するための実証実験の実施等、MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。

また、地上レーダー探知距離の延伸に関する技術が進展しつつあることを考慮し、より遠方において、艦艇、航空機等を常時探知することができる見通し外（OTH）レーダーについての研究を行う。

海洋における政策判断の基礎となる海洋環境情報については、必要な量を迅速かつ高精度で収集できるよう、我が国全体の海洋観測システムの最適化を進める。具体的には、調査技術の高度化のための技術開発を推進するとともに、各種調査船や航空機、衛星、ブイやアルゴフロート等の各種調査・観測システムの整備・運用を着実に進行。

また、地球規模の気候変動や北極域の環境保全のため、国内外の気象機関等から定常的に利用されている水循環変動観測衛星「しずく」（GCOM-W）については、国際連携・国際協力の観点からも非常に重要な観測であることを踏まえ、引き続き、将来的な観測継続のための後継センサーの高度化等を推進する。北極海の持続可能な利用という観点においては、現状を把握するための北極海の現場観測データ、中でも衛星観測の検証や分析にも必須となる海水域のデータが不足していることを踏まえ、それらの取得を可能とする観測・研究体制の強化を図る。

加えて、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）や地震・津波観測監視システム（DONET）等の既設の海底地震・津波観測網を着実に運用するとともに、利活用手法を更に充実していく。また、今後、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。

③ 省人化・無人化を考慮したアセットの開発推進・能力向上

最新の技術革新等の潮流を踏まえ、省人化・無人化を考慮しつつ、情報収集能力の強化を推進していく。

遠隔操作が可能な監視拠点等の設置、情報収集の広域性や柔軟な運用が期待できる無人航空機（UAV）等の開発推進によって、リアルタイム性の向上、監視エリアの拡大や目標識別能力の向上を図ることに加え、各種アセットによって集約したデータの処理に関しても省人化・無人化を進め、人的負担の軽減等を狙いつつ、収集体制の強化に取り組む必要がある。

また、アセットへのMDA能力の付加を進める上では、センサーの小型化、軽量化にも留意する必要がある。加えて、効率的、効果的な体制強化のために民生技術の発掘や導入を加速させていく必要がある。この際、リアルタイム性を確保するためのネットワークの確保、センサー間の連携も念頭に、システムを設計・構築していく。

特に、船舶動静については、技術的な課題の克服や簡易AISの普及の取組を含め、AIS等の船舶動静を把握できるシステムを活用した情報収集を推進する。また、沿岸部に航行する小型船舶に対しては、スマートフォンのアプリケーションを利用した位置情報の活用等、情報通信技術（ICT）による船舶動静の新しい把握手法について検討を進める。

また、海洋調査や観測においては、従来の有人アセットでは難しい、海底火山活動の調査や水産資源量の広域把握、海洋ごみの存在状況等の把握に資する、無人潜水調査機（UUV）や無人調査艇（USV）等の海洋ロボットを活用した自動観測技術の開発に引き続き取り組む。さらに、海洋環境把握のためのブイやアルゴフロート等の自動観測機器を活用した海洋観測システムの維持・強化を図る。

イ 情報の集約・共有体制

① 政策、運用、情報の更なる連携強化

我が国の領海等やシーレーンにおいて生じた脅威・リスクの判断に資する情報収集は、政府一丸となって対応すべきであり、MDAによって得られた情報を共有するだけでなく、多角的な情報分析が重要である。我が国のMDAを強化していくためには、情報共有をより一層機動的かつ迅速に行うとともに、これを深化させていく必要がある。

② 防衛省・自衛隊と海上保安庁との情報共有の充実・強化

防衛省・自衛隊と海上保安庁との情報共有体制を一層緊密化し、MDAの体制強化を図るために、現有のシステムを含めた情報共有を更に拡充していく。

③ 海洋状況表示システムの充実及び関係システムの相互連携

海洋状況表示システムの設計・構築においては、総合海洋政策推進事務局を中心として、関係省庁が密接に情報交換・共有を行うとともに、海上保安庁が運用する海洋状況表示システムの利用価値を高めるべく、関係省庁等が運用する各種海洋データサービスやシステム等との連携及び対象とする情報の広域性・リアルタイム性の向上を図る。

海洋インフラ情報に関しては、その位置情報等を機密性に応じて海洋状況表示システムに集約するほか、海洋インフラの稼働状況等に関する関係省庁間の情報共有も促進する。さらに、海洋インフラを管理・運営する地方公共団体や民間企業等との連携・協力を進める。

加えて、科学研究等を目的とした民間企業等の活動における海洋情報に対するニーズの高まりを踏まえ、民間企業等や学術界とも海洋情報が共有可能な体制の構築を図るとともに、広く一般国民からも利活用が可能となるよう、情報共有体制の整備を進める。

これらの取組を通じて、海洋状況表示システムが、海洋の安全保障のニーズも適切に取り込みつつ、海洋の安全保障を含む多様な海洋政策、例えば災害や事故の発生・被害状況の把握、北極域の海水や気候変動の影響の把握、海洋資源の探査計画の立案等に活用される重要な情報システム基盤の一つとして構築・活用されることを目指していく。

④ 情報の適切な管理

収集した情報に係るセキュリティの適切な確保のため、情報の集約・共有は、引き続き、取り扱う情報の機密性に応じ、民間も利用できる第1層、政府機関で共有する情報を扱う第2層、一部政府機関のみで共有される機密性の高い情報を扱う第3層の三層構造の考え方に基づいて行う。

第1層、第2層の情報を扱う海洋状況表示システムにおける情報の共有においては、情報の所有者・提供元が定めた二次的利用や公開等に関するデータポリシーを遵守する。また、利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化を目指す。

また、船舶に関する情報等の共有に関しては、特に個人情報等の関連法令や保全の観点に十分留意しつつ検討を進める。

⑤ 海洋予測技術及びデータ解析手法の高度化等

集約した情報をより効果的に活用するため、電子計算機やストレージ、ネットワーク環境といった基盤整備や、海洋予測技術や予測結果の可視化手法の高度化等に取り組む。また、海域や予測の対象・目的に応じた複数の数値モデルの開発・運用を目指す。さらに、ますます大容量化する情報を迅速に処理し、リアルタイム性を確保しつつ、情報の効果的な活用を実現するため、多角的な視点からデータ解析手法の高度化を目指す。

ウ 国際連携・国際協力

① 米国等との連携・協力

我が国は、政策的観点から、二国間及び多国間での取組（宇宙分野の協力を含む。）を効果的に組み合わせ、MDAに関する国際連携・国際協力を強化していく。また、こうした取組を通じて、領海からシーレーンに至る広大な海域における、我が国関係船舶や海洋インフラに対する脅威・リスクの早期察知を期し、抑止力・対処力の向上を図るとともに、我が国が法の支配に基づく、自由で開かれた海洋の維持・発展に向けて主導的な役割を發揮していくという戦略的なメッセージを発信することが重要である。

同盟国である米国とは、MDAに関する取組の推進においても引き続き緊密に連携し、日米同盟の更なる強化を図っていく。また、我が国は、米国及び豪州を始め我が国と安全保障上の立場を同じくする各国（以下「米国等」という。）と連携し、シーレーン沿岸国への支援等の取組を含むMDAに関する国際連携・国際協力を強化していく。

G7やASEAN地域フォーラム（ARF）等の国際的な会合や、海上法執行機関や防衛当局間の協議の場を通じ、MDAに関する我が国の取組及び米国等との連携につき対外的に発信するとともに、MDAに関し、他の関係国との協議を戦略的に実施する。

② シーレーン沿岸国への支援等

シーレーン沿岸国の中には、海洋における脅威・リスクを察知する十分な能力を有していない国々が存在することを踏まえ、我が国は、米国等と連携し、シーレーン沿岸国に対して、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力構築支援等、装備・技術協力等を通じたMDAに関する支援を推進する。また、引き続きシーレーン沿岸国との共同訓練の機会の活用により、情報共有を含む協力関係を構築していく。

このような協力を行うに当たっては、支援の具体化に向けて、対象となるシーレーン沿岸国のMDAに対する取組の現状及び当該国のニーズを然るべく調査・評価し、各国が強化すべき分野を明らかにした上で支援を行う等、より戦略的・効率的な支援を追求する。

MDAに関する支援の具体的な実施に際しては、米国等との実務レベルでの連携強化の上、重複を避けるなど支援の調整を行い、効果的かつ効率的な支援の継続的な実施に努める。

③ 多国間の取組の強化

多国間の取組の強化については、ReCAAP-ISCやCTF151等、多国間の取組を更に活用して必要な情報の入手に努めるとともに、米国等及びシーレーン沿岸国との協力を通じて更なる入手・共有に努める。

海洋由来の自然災害の把握や海洋環境保全等の海洋政策の推進に関する国際的な連携・情報共有のため、既に取組が進められている海洋観測・調査や海図等の基盤情報の整備に関する国際的な協力を積極的に推進する。その一環として「海洋状況表示システム」においては、国際社会との連携に活用するため、多言語化を含めた国際的な情報発信の強化を図る。また、米国、欧州等と連携して、地球規模の海洋観測を推進するとともに、アジア・太平洋島嶼国に対して技術的支援を含めた海洋の観測・調査・基盤情報の整備に関する協力を行う。さらに、2.（2）ウで述べた、GEOやUNESCO/IOC/IODE、WMO等の国際的な観測情報共有の枠組みを通じて、海洋情報の共有を行うとともに、これらの情報の散逸を防ぎ、それぞれの用途に応じた適切な利活用が促進される国際的な環境整備に貢献していく。

4-1 健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのための シャルルボワ・ブループリント (仮訳)

2018年6月
G7シャルルボワサミット
外務省仮訳

- 海洋の健全性は、地球の経済的、社会的及び環境的福祉に不可欠である。海洋は、地球規模の気候システムにおいて、また、コミュニティ、雇用と生計、食料安全保障、人間の健康、生物多様性、経済的繁栄及び生活様式を支える上で根本的な役割を果たす。
- しかし、海洋は多くの課題に直面している。違法・無報告・無規制漁業（IUU）及び漁業資源の過度の開発は、種全体及び食料安全保障を脅かす。プラスチックごみ等による海洋汚染は、既に悪化した海洋生態系が直面している脅威を更に悪化させている。G7シャルルボワ首脳コミュニケに示されているように、海水温の上昇、酸性化及び海面上昇は、極端な気象現象と併せ、世界中のコミュニティに影響を与えている。北極及び低地の沿岸部コミュニティ、特に小島嶼開発途上国（SIDS）のコミュニティは最も脆弱なコミュニティの一つである。
- 我々G7首脳は、効果的で革新的な解決策を開発し、実施するため、政府のあらゆるレベルを関与させ、支援することの重要性を強調する。我々は、協力的パートナーシップを促進し、関連するすべてのパートナー、特に地方の、先住民の、僻地の沿岸の及び小島嶼のコミュニティ並びに民間部門、国際機関及び市民社会と協力して、政策ギャップ、ニーズ及びベスト・プラクティスを特定し、評価する。この道筋は、女性と若者のリーダーシップとエンパワメントを前向きな変化の担い手として支援する。
- 世界の気温上昇の海洋への直接的な影響を認識し、このブループリントにより、我々は、国内及び途上国を支援する我々のコミットメントにおいて女性及び女兒の広範な参画への公正な移行を確保しつつ、特に、イノベーションと経済成長を刺激しながら排出量を削減すること、適応能力を向上させること、強靱性を強化すること及び気候変動の影響に対する脆弱性を軽減することで、持続可能で気候に強靱な未来に向けた世界的な取組を追求する¹。
- これまでのG7コミットメント及び持続可能な開発のための世界的な枠組みを定める2030アジェンダに沿って行動する必要性を認識しつつ、我々G7首脳は、以下にコミットする。

強靱な沿岸及び沿岸部コミュニティ

1. より良い適応計画、緊急事態への備え及び回復の支援

我々は、政策ギャップ、脆弱性並びにリスク及びニーズを特定・評価すると共に並びに教訓及び専門性を共有するため、複数のセクターを横断し提携して取り組む。我々は、適切な場合には、天然の及び物理的なインフラを再建するための基準、ベストプラクティス及び規定を含め、計画策定及びより良い再建を促進するための沿岸管理戦略の作成を奨励する。我々の取組は、沿岸部及び沿岸部コミュニティ、特にSIDSにおける、強靱で質の高いインフラを支援する。これには、再生可能エネルギー源を含むクリーンで強靱なエネルギー・システムの開発及び展開の促進を含む。我々は、適切な場合には、湿地、マングローブ林、藻場、サンゴ礁の保護及び回復等の自然に基づく解決策を提唱し、支援する。我々は、沿岸部コミュニティを保護するために、これらのコミュニティ、特にSIDSの極端な気象現象及びその他のジオ・ハザード関連のリスクに関する効果的な早期警戒を作成し、伝達する能力の向上に取り組む。この目的のため、我々は、後発発展途上国（LDCs）及びSIDSの能力を構築することを目指す気候リスク及び早期警戒システムイニシアティブ等の取組を通じ、早期警戒システムを支持する。我々は、経済成長、適応、持続可能な開発、生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに防災を統合するジェンダーに配慮した計画策定戦略を作る。より包摂的かつ包括的なアプローチを確保するにあたり、我々は女性の防災及び復興のための意思決定への平等な参画を支持する。より明るい経済的将来を見据え、我々は沿岸部コミュニティにおいて、持続可能な観光業等の収益を生み出す活動を促進する。

¹ 米国は、健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティを強く支持する。米国は既にパリ協定から脱退する意図を示しており、このブループリントにおける気候に関する文言について保留する。

2. 沿岸部の強靱性のための革新的な資金調達への支持

我々は、特に発展途上国において、沿岸部の強靱性を構築するために利用可能な資金を増やすための支援を更に動員し、各国及び国際的な、並びに公的部門及び民間部門のパートナーとの新たな革新的な資金調達手法及びツールを探求する。これらの革新的な資金調達手法とツールを探求するため、我々は政府、産業界、慈善活動家、機関投資家のための既存のプラットフォームを基礎とする。我々は、脆弱な途上国及び支援を必要としている受益者に質の高い保険によるカバーを拡大すると共に、生じつつあるリスクに対する新型の保険製品を奨励するため、InsuResilience グローバル・パートナーシップのような世界的及び地域的ファシリティ等を通じ、災害リスクに対する保険によるカバーを拡大することを探究する。我々は、保険業者が保険商品の範囲及び災害リスク管理と復興のための資金への女性のアクセスの双方を向上させるための調査、モニタリング及びジェンダー分析を歓迎する。

3. 沿岸区域の統合的管理のための能力を向上させるため、地球の観測技術及び関連するアプリケーションを導入する G7 の共同イニシアティブを立ち上げる。

強固な観測ネットワークを支援し、既存の G7 の取組を拡大する考えである。我々は、災害リスクの予防、不測の事態に備えた計画策定、国土に関する計画策定、インフラ及び建築設計、早期警戒システム及びリスク移転メカニズムを支援するため、地球の観測技術及び関連するアプリケーションの分野におけるイノベーションを活用し、それらを世界の最も貧しく、脆弱な地域において広く利用可能なものとする考えである。我々は、ハリファックスにおいて開催される来たるべき G7 閣僚会合において、この分野における新たな行動の提案に向けて作業することを要請する。

海洋に関する知見：科学及びデータ

4. 科学及びデータの入手可能性及び共有を向上させる

海洋科学、観測、及び海底測量の価値を認識し、我々は、世界的な観測及び追跡の取組を拡大する。海洋の世界的なモニタリングの強化及び海洋科学情報へのアクセスの調整を通じ、我々はデータの入手可能性を大幅に向上させる。我々は、女性と女兒がリスクや災害からどのように影響を受けるかの理解並びにいかに女性及び女兒が解決策の策定及びその実施に関与することができるかに関する理解のギャップを埋めるため、ジェンダーに配慮したデータの収集、分析、普及及び使用を推奨する。

持続可能な海洋及び漁業

5. 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業その他の漁業資源の過度の開発の動力への対応

我々は、IUU 漁業に従事する船舶及び IUU 漁業を支援する船舶を特定するための革新的なプラットフォームと技術を導入するために、主要国及び技術提供者とより強力な官民パートナーシップを構築するために、世界的な取組を行う。主要な取組の 1 つは、公海上で漁業を行う資格のある全ての船舶について、国際海事機関の固有の船舶識別制度を実施することである。更に、情報及びベスト・プラクティスを共有し、IUU 漁業を排除する新しいツールを開発するため、我々は INTERPOL 及び地域漁業管理機関 (RFMO) と、それぞれの権限に従って協力し、既存の地域的漁業ネットワークを強化し、必要な分野に新たなネットワークを立ち上げる。我々のパートナーシップは、女性のための包摂的な計画策定及び実施、能力構築並びに情報へのアクセスの改善を通じて、海洋保全の戦略の策定に際し女性の活動、リーダーシップ及び参画を活用する。また、我々は、IUU 漁業を防止し、抑止し及び排除するための寄港国の措置に関する協定の、効果的な実施に関する能力構築支援等を通じた同協定の世界的な採択及び実施の促進、IUU 漁業にも関連する可能性のある漁業部門における強制労働又は人権を侵害・濫用するその他労働形態に対応するための調整された行動の促進、過剰漁獲及び IUU 漁業に寄与する有害な漁業補助金の禁止及び世界貿易機関 (WTO) の効果的な規律を通じたこの問題への共同での対応、漁獲証明制度に関する国連食糧農業機関 (FAO) の自発的ガイドラインへの支持並びに漁具の喪失及び放棄の防止のための漁具の設計と回収の革新の促進等により、持続可能な漁業が直面する多数のその他の問題に対処するために取り組む。我々はまた、可能な限り早期にフェーズ 1 船舶データを提供することにより、漁船、冷凍輸送船、補給船のグローバル・レコードの実施を支持する。

6. 我々の海洋の脆弱な区域及び資源を効果的に保全及び管理する戦略を支持

我々は、適切で実行可能な場合には海洋保護区 (MPA) の設定、漁業の持続可能な管理及び海洋空間計画プロセスの採用等、現在の 2020 年愛知目標を超えた取組を進めると共にこれらの目標に貢献。我々は更に、公海も

含め、関連する国際的枠組みと緊密に協力し、実効的かつ科学に基づく MPA 及び区域に基づく保全措置の設定と実施を提唱する。我々は国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する、国連海洋法条約（UNCLOS）の下での法的拘束力を有する効果的かつ普遍的な国際文書を国連総会決議72/249に従って、作成するための取組を承認する。

海洋プラスチック廃棄物と海洋ごみ

7. 我々は、海洋プラスチック廃棄物及び海洋ごみの生態系への脅威の緊急性並びに廃棄物の流れにおけるプラスチックの価値の喪失を認識する。我々はこれまでの G7 のコミットメントを基礎とし、陸上及び海上におけるプラスチック管理に関するライフサイクル・アプローチを取り、より資源効率的で持続可能なプラスチックの管理に移行することにコミットする。更に、我々は、海洋ごみのモニタリング手法の調和及びその影響に関する研究における連携作業の推進を、例えば国連環境計画（UNEP）と協力し促進する。

我々は、閣僚に対し、ハリファックスにおける会合においてこの作業を更に精緻化することを要請する。

4-2 G7 海洋プラスチック憲章（抄）

2018年6月
G7 シェルブルボワサミット
環境省

我々カナダ、ドイツ、イタリア、英国及びEUの首脳は、プラスチック管理のため、より資源効率的かつ持続可能なアプローチに向けて取組を進めることにコミットする。

プラの回収、リユース、リサイクルそして廃棄物削減のための末端での管理を確実なものとするため、陸・海域でプラへのライフサイクルアプローチを採用する。我々は新しいプラのソリューション、技術、代替案に向けたイノベーションを促進し、過去のG7のコミットや2030アジェンダに沿った行動の必要性を認識する。

プラ廃棄物ゼロのビジョンに向けて、我々は以下の取組により資源効率的なライフサイクルマネジメントアプローチへの移行を加速化することにコミットする。

① 持続可能なデザイン、生産及びアフターマーケット

- ・2030年までに100%のプラが、再使用可能、リサイクル可能又は実行可能な代替品が存在しない場合には、回収可能となるよう産業界と協力する
- ・代替品が環境に与える影響の全体像を考慮し、使い捨てプラの不必要な使用を大幅に削減する
- ・適用可能な場合には2030年までにプラ製品においてリサイクル素材の使用を少なくとも50%増加させるべく産業界と協力する
- ・可能な限り2020年までに洗い流しの化粧品やパーソナル・ケア消費財に含まれるプラ製マイクロビーズの使用を削減するよう産業界と協力する

その他、グリーン調達、セカンダリーマーケットの支援 等

② 回収、管理などのシステム及びインフラ

- ・2030年までにプラ包装の最低55%をリサイクル又は再使用し、2040年までにはすべてのプラを100%回収するよう産業界及び政府の他のレベルと協力する
- ・全ての発生源からプラが海洋環境に流出することを防ぎ、収集、再使用、リサイクル、回収又は適正な廃棄をするための国内能力を向上させる
- ・国際的取組の加速と海ゴミ対策への投資の促進

その他、サプライチェーンアプローチ、パートナーとの協働 等

③ 持続可能なライフスタイル及び教育

- ・消費者が持続可能な決定を行うことを可能とするための表示基準の強化
- ・意識啓発や教育のためのプラットフォームの整備

その他、産業界のイニシアティブの支持、女性や若者のリーダーシップ 等

④ 研究、イノベーション、技術

- ・現在のプラスチック消費の評価等
- ・G7プラスチックイノベーションチャレンジの立ち上げの呼びかけ
- ・新しい革新的なプラ素材の開発誘導と適切な使用

その他、研究促進、モニタリング手法の調和、プラの運命分析 等

⑤ 沿岸域における行動

- ・市民認知の向上やデータ収集等の実施のための2018のG7行動年の実施等
- ・2015年のG7首脳行動計画の加速化

4-3 海洋プラスチックごみに対処するためのG7イノベーションチャレンジ (概要・仮訳)

2018年9月
G7 環境・エネルギー・海洋大臣会合
環境省仮訳

全ての国は海洋プラスチック汚染の問題に対処する上での課題に直面しており、プラスチック製品のより持続可能な使用を促進し、プラスチック廃棄物を削減するための解決策を必要としている。

G7各国は、各国の専門性と優先事項を考慮しながら、プラスチックのライフサイクル全体を通じてより持続可能なプラスチック管理によって対処するためのイノベーションを促進するため、国際的又は国内の取組に個別又は共同で着手することをコミットする。本チャレンジを支援するため、G7資源効率性アライアンスを通じて各活動について情報共有することにコミットする。

本チャレンジの実施に当たっては、持続可能で実現可能で永続的で経済的に実行可能でかつ拡張可能であるとともに、地域の状況を考慮した革新的解決策の奨励、世銀やアジア開発銀行等の国際金融機関の活用や慈善基金を含む代替アプローチ等の追求を目指す。

本チャレンジの目的は、革新的な社会又は技術の解決策の開発にインセンティブを与え、プラスチックの廃棄管理を改善する革新的な方法を見つけること等を通して、資源効率性を高め、海洋プラスチックごみを削減することであり、イノベーションの促進のための具体的な目標には、以下の点が含まれる。

① 製品設計・廃棄物防止

- ・リサイクルされていない製品の資源効率性、耐久性、再利用性とリサイクル可能性を高める製品開発と管理プロセスの開発
- ・市場創出のためリサイクルされた再生材を製品に組み込むプロセスの開発
- ・使用中に摩耗及び破損することによって非意図的に放出されるマイクロプラスチックを可能な限り設計によって削減する解決法の開発

その他、持続可能なプラスチック及び代替品の開発・使用、プラスチック材料のロスを抑える生産プロセスの改善

② 廃棄物・廃水管理及びクリーンアップ

- ・費用対効果が高く、移転可能な方法による廃棄物管理の主要流出国支援
- ・プラスチック廃棄物の収集、リサイクル及び処理における費用対効果の高い新技術及びインフラ開発
- ・使い捨てプラスチックの収集、リサイクル及び回収を改善する技術の促進
- ・混合プラスチックのリサイクル技術の開発及び既存技術の改善
- ・漁業及び船舶からの海洋へのプラスチック流入の防止等の措置の強化

その他、離島に適した廃棄物管理技術、水路や海岸線の浄化技術の開発等

③ 市場、教育、普及啓発

- ・廃プラスチック及び再生プラスチックの新市場を産むビジネスモデルとアプローチ方法の開発（特に主要流出国における地元の企業家を支援）
- ・プラスチックペレットの損失削減等のバリューチェーンに沿った革新的なパートナーシップの構築
- ・海洋ごみ及びマイクロプラスチックの正確な量と分布、環境影響、人への健康影響を把握する方法論の開発及び共有

その他、管理改善のための官民連携の構築や地域密着型の解決策の支援等

実施メカニズム

官民連携、G7各国内の枠組み、世界銀行などの多国籍組織の信託基金及び民間組織など第三者組織の懸賞コンテスト等により実施する。

5 漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要

漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要

趣 旨

漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

改正の概要

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

(1) 新たな資源管理システムの構築	(3) 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し
<p>科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復</p> <p>【資源管理の基本原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条） TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条） <p>【漁獲可能量（TAC）の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条） <p>【漁獲割当て（IQ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条） 割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条） 	<p>水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施</p> <p>【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表 知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条） <p>【漁業権を付与する者の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条） <p>【漁場の適切・有効な活用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条） <p>【沿岸漁場管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）
(2) 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し	(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮
<p>競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条） 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条） 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条） 	<p>国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮（第174条）</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条） 密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

農林水産省ホームページ：<http://www.maff.go.jp/j/law/bill/197/attach/pdf/index-9.pdf> より

6 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

背景・必要性

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進は、我が国の海洋の開発及び利用を進める観点から、海洋政策上の重要課題の一つである。
- 海洋再生可能エネルギー発電は、火力発電に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策に有効であるとともに、大規模な開発により経済性の確保も可能である。また、関連産業への波及効果とともに、発電設備の設置・維持管理での港湾の活用による地元産業への好影響が期待できる。
- 他方、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関しては、長期にわたる海域の占有を実現するための統一ルールがなく、先行利用者との調整に係る枠組みも整備されていない。
- このため、国が、基本方針を定めた上で、
 - ①一般海域※¹において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための区域の指定、及びこれに関わる先行利用者との調整の枠組みを定め、
 - ②公募により事業者を選定し、供給価格の低減を図りつつ、長期の占有を実現するにあたり必要な手続きを定める等の制度の創設が必要である。

※1: 領海及び内水のうち、漁港の区域、港湾区域等を除く海域をいう。

【洋上風力発電設備のイメージ】



法案の概要

- 長期にわたり海域を占有する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占有等に係る計画の認定制度を創設する。

【占有までの手続の流れ】

①政府は、促進区域における再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、農林水産大臣等を含む閣議により決定)

②経済産業大臣及び国土交通大臣が、農林水産大臣、環境大臣等との協議や、協議会等の意見を聴取した上で促進区域を指定し、公募占有指針を策定

③事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占有計画を提出

④経済産業大臣及び国土交通大臣は、発電事業の内容、供給価格等により最も適切な計画の提出者を選定し、当該公募占有計画を認定

⑤事業者は、公募占有計画の内容(発電事業の内容、供給価格等)に基づきFIT認定を申請
⇒ 経済産業大臣は、FIT法※²に基づき認定

⑥事業者は、認定公募占有計画に基づき占有の許可を申請
⇒ 国土交通大臣は、占有を許可(最大30年間)

※2: FIT法とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。

【目標・効果】

我が国の海域において、利用ルールを整備し、海洋再生可能エネルギーを円滑に導入できる環境を整備することで、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。

風力発電全体の導入容量：約330万kW(2016年度) ⇒ 約1,000万kW(2030年度)

(KPI)運転が開始されている促進区域数：0区域(2017年度) ⇒ 地域・関係者のご理解を前提に5区域(2030年度)

内閣府ホームページ： https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/energy/pdf/yojo2/yojo2_gaiyou.pdf より